

吹田市型下水道用鋳鉄製マンホールふた認定基準

1. 目的

吹田市において使用する下水道用鋳鉄製マンホールふたを認定する基準として規定する。

2. 認定基準

ふたの認定については、製造業者（申請者）が製造工場（申請者の自社工場）ごとに申請し下記の条件を満たすこと。なお、製造業者（申請者）は吹田市の登録業者又は登録予定業者であること。

- (1) 公益社団法人日本下水道協会の認定工場で作られたものであること。
- (2) 認定申請書及び納入実績報告書を提出し、その内容が適正と認められること。
(様式1-1、様式1-2)
- (3) 吹田市型下水道用鋳鉄製マンホールふた性能規定書に適合し、製品検査に合格すること。
(様式2)

3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。
(様式3、4)

4. 認定期間

認定期間は認定開始日から2年経過後の3月31日までとし、以降更新したときは3年間とする。

5. 認定の更新及び変更

認定の更新は、認定期間終了日の3か月前までに認定申請書（更新）等を提出することとし、また、認定内容に変更が生じたときは、速やかに認定申請書（変更）等を提出すること。

6. 認定の取消し

認定した内容に下記の事項が生じたときは、認定を取消すものとする。

- (1) 申請及び検査内容に虚偽があったとき
- (2) 公益社団法人日本下水道協会の認定工場でなくなったとき
- (3) 申請の内容が履行されなかったとき
- (4) 不正や反社会的な事実が認められたとき
- (5) 自ら廃業又は認定の取消しを申し出たとき

また、認定期間中の納入実績が著しく少ないときは、認定を取消すことがある。

(様式5)

7. その他

- (1) 吹田市は、認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じ立ち入り検査を実施し、書類の提出を求めることができる。
- (2) 合格した製品の納入後であっても、吹田市が検査の必要があると認めるときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。
- (3) 吹田市が行う材質検査、性能検査及び立ち入り検査等に要する費用は、申請者の負担とする。
- (4) この基準に疑義が生じたときは、書面にて内容提示のうえ吹田市の指示又は吹田市及び申請者の協議により解決するものとする。